

## 取締役、監査役等、法人役員の雇用保険の適用について

原則として、法人の役員は雇用保険の被保険者となりません。

但し、労働者としての身分も併せ持つ役員の場合は、以下のすべての要件に該当する場合に限り被保険者となります。

なお、**監査役**は会社法第335条の**従業員との兼職禁止**規定により被保険者となりません。

① **代表権**もしくは**業務執行権**を有しないこと。

- ・ 代表取締役または業務を執行する取締役として選定されている者は被保険者となり得ません。

(会社法第363条)

② 会社の部長、支店長、工場長等の**従業員としての身分**を有すること。

- ・ 他の労働者と同じ就業規則等により労働の提供がなされていなければなりません。

③ 賃金よりも**役員報酬が低額**であること。

- ・ 賃金により主たる生計を維持していなければなりません。
- ・ また、会計帳簿等には、役員報酬と賃金が明確に区分されていることが必要です。

④ 労働者名簿・賃金台帳・出勤簿が**整備**されていること。

- ・ 労働基準法に基づき労働者として扱われていなければなりません。

※ 株式会社及び有限会社を例にしていますが、合名会社、合資会社、協同組合、その他の法人及び法人格のない社団・財団等の場合も、上記に準じて判断します。

※ なお、合名会社の社員や、合資会社の無限責任社員は定款に別段の定めがない場合は、業務執行権を有することとなり、社員と呼称していても被保険者とはなり得ません。(会社法第590条)

◎ 離職証明書の賃金欄には、**役員報酬を含めて記入することはできません。**

◎ 被保険者と認められた場合でも、**要件に該当しなくなったときは速やかに資格喪失の届出**を行ってください。

## 取締役等の雇用保険被保険者資格要件証明証の添付書類

- 1 賃金台帳
  - ・ 役員就任前後各2ヶ月分（最新の2ヶ月分）
- 2 労働者名簿
- 3 出勤簿（タイムカード）
  - ・ 役員就任前後各2ヶ月分（最新の2ヶ月分）
- 4 定款
  - ・ 役員の規定を確認します。
- 5 総会議事録
  - ・ 役員の任免状況を確認します。
- 6 登記簿謄本
  - ・ 役員就任日を確認します。
- 7 役員報酬がわかるもの
  - ・ 取締役会議録、社内決裁等、総勘定元帳（役員報酬）、法人税申告書（役員報酬手当等及び人件費の内訳書）
- 8 雇用保険資格取得届（未取得の場合）
  - 雇用保険被保険者証
  - 雇用保険被保険者資格取得確認通知書
  - 雇用保険被保険者資格喪失・氏名変更届

} 取得済の場合

※ 上記以外にも必要に応じて、その他関係書類の提示を依頼することがあります。

久留米 公共職業安定所 雇用保険適用課  
電話 0942-90-0014(直通)  
0942-35-8609(代表)